

震災義援金の寄付金控除

こんにちは。税理士の内田麻由子です。東日本大震災で被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。被災された方々の一日も早い復興を願い義援金を送った方も多いと思います。今月は、義援金の寄付金控除についてお知らせします。

1 個人の方が義援金を寄附した場合の取扱い

個人の方が義援金を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります。特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されます。

$$[\text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額}] - 2 \text{千円} = \text{寄付金控除額}$$

(注) 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

2 寄付金控除の対象となる義援金(特定寄附金)とは

- 1) 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- 2) 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- 3) 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」および「地震災害におけるボランティア・NPO 活動支援のための募金」として直接寄附した義援金等
- 4) その他寄附した義援金が募金団体を通じて最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

3 寄附金控除の適用を受けるための手続き

確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類(例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証など)を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。(国税庁ホームページより)

ヒマラヤ山のふもとのある竹やぶに、一羽のおうむが住んでいた。あるとき、にわかには大風が起こり、竹と竹とが擦れあって火が起こった。火は風にあおられて、ついに大火となり、鳥も獣も逃げ場を失って鳴き叫んだ。

おうむは、一つには、長い間住居を与えてくれた竹やぶの恩に報いるために、一つには、大勢の鳥や獣の災難を哀れんで、彼らを救うために、近くの池に入っては翼を水に浸し、空にかけのぼっては滴を燃えさかる火の上にそそぎかけ、竹やぶの恩を思う心と限りない慈愛の心で、たゆまずにこれを続けた。

慈悲と献身の心は天界の梵天を感動させた。梵天は空から下って来ておうむに語った。

「おまえの心はけなげであるが、この大いなる火を、どうして羽の滴で消すことができよう」

おうむは答えて言う。

「恩を思う心と慈悲の心からしていることが、できないはずはない。わたしはどうしてもやる。次の生に及んでもやりとおす」と。

梵天はおうむの偉大な志にうたれ、力を合わせてこのやぶの火を消し止めた。

※出所：「仏教聖典」(仏教伝道協会)

～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～

震災で被災された方々は、家族や友人を失った悲しみに耐え、復興に向けて一步を踏み出そうとしています。私たち一人ひとりの力は、おうむの羽の一滴のようにわずかであっても、自分に何ができるのかを問い、みんなで東日本の復興を支援していきましょう。

(税理士 内田麻由子)